

# きびしい 大学教師への道

<ドイツ>

別府 昭郎

## 私のみた 海外の大学事情

学部教授会や大学評議会、さらに教育活動、学問の研究、大学自治の在り方など、すべて人、とりわけ教師そのものについて大きく左右される。大学の人的成員は、教師、学生、事務職員であるが、その中心的存在は、歴史的にみれば教師といっ

てきしつかえない。

そして大学改革の正否にしても、大学の意志決定にしても、研究教育活動の質にしても、すべて最終的には教師の質方にかかわってくる。だから、教師を軸に、大学にかかわる事象を検討していけば、大学の実態が多く見えてくる。

ところでドイツ（旧西ドイツ）の大学は、ここ二〇年間ぐらいで大衆化したとはいえ、進学率が三〇％に満たないことからしても、社会的エリートといつてよい。数年前に二、三の私立大学はできたが、ほとんど国立大学である。総合大学には、いわゆる実学といわれている工学、法学、農学などの学部はなく、これらの学問は単科大学で学ぶことになる。ちなみに授業料は無料で、高等学校（十九歳卒業）の成績による「大学入学資格」（アビトゥア）進学が可能のために、大学入試はない。

### 大学教授になるまで

現在のドイツの大学で教授に就くには、

どのようなプロセスをたどるのであろうか。大学教授への道をやや図式化した形で示そう。

- ① 大学に入学し、学位を取得しようと思つている学生は、最低ハゼメスタ（学期）の学習が義務づけられている。（学期）の学習が義務づけられている。
- ② 論文を書き、マギステル（修士）学位を取得する。
- ③ ドクトル（博士）学位を取得する。
- ④ ドクトル学位を取得すると、たいていの場合、「講義受任者」になる。俸給付きで、入門講義担当の助手（任期六年）である。この間に、大学教授資格試験のための論文を書く。
- ⑤ 大学教授資格試験を受けて「大学教授資格」（venia legendi）を取得する。
- ⑥ 私講師（有資格無給）やその他のポストに就く。
- ⑦ どこかの大学で教授（かつての員外教授であるC三へ教授俸給格付を示す、かつての正教授であるC四）を公募していれば、それに応募する。

## 大学教授資格試験のやり方

では、ドイツ独特の大学教授資格試験は、どのようなおこなわれているのだろうか。試験規定は、各大学で学部や専門領域ごとに定められている。一九八一年のミュンヘン大学の大学教授資格試験の規定によって、大きな流れを紹介すれば以下のとおりである。

①受験の前提条件を満たす者が許可申請をする。

②許可手続きが開始される。

③文書による大学教授資格試験（とくに論文審査）が実施される。

④学部成員のままで学術的講演と討論（コロキウム）をおこなう。

⑤公開の試験講義をおこなう。

⑥教授資格を取得すると、Dr.habil.という称号を使用することができ

る。このような手続きで教授資格を取得しても、大学教授のポストは数に限りがあるから、有資格者過剰という状況が現実

に生まれている。したがって、「教授資格」と「教授権能」とを区別する考え方がでてきた。つまり「教授権能」という言葉はポストあるいはなんらかの職を前提として、実際に教えている場合に使われる。それにはたいして、教授資格は、大学教授資格試験に合格しているという証明にすぎないのである。

## 教授の選任方法

一九八七年に改訂された「大学綱法」（第四四条）によれば、教授に任用される条件として、

①大学での学習を終了していること。

②教育上の適性をもっていること

③ドクトル学位論文によって示される特に優れた学術的能力、または芸術的能力を持っていること。

④職務の遂行に不可欠な学術的あるいは芸術的業績を有すること（学術的業績は大学教授資格試験によって証明される）。または職業実践により、学術的知識・方法・応用・開発に貢献した業績を有

すること。

以上が挙げられている。

この法律によれば、大学の学習を終了していない者は、大学教師になることができない。また、大学教師に不可欠な資質として、教育能力、研究能力、そして職務遂行に必要な業績が求められている。

## 教授人事決定の手順

応募した有資格者のなかから、どのような手順によびて教授が決っていくのか。①ある教授職が空席になると、たいいての大学で学内人事委員会がもうけられる。

②遂行すべき任務の種類および範囲を掲載して、公募される（大学大綱法第四五条には、「教授職は公募されなければならない」とある）。

③学内の人事委員会において応募者の審査を行う。

④候補者を絞り込み、講演（講義）をさせる。

⑤委員会で候補者三人挙げ、順位をつ

けて担当大臣に推薦する。

⑥大学の提案リストのなかから、大臣が一人任命する。

一九七六年に施行された「大学大綱法」に則って制定された各州の大学法（たとえば、バイエルン）は、大学が文部省に推薦するばあい、「推薦リストには、少なくとも三人の名前がなければならぬ」と規定している。

一九世紀の後半になると、「同一学内招聘禁止」という慣行が成立した。この慣行は、同じ大学のなかでの昇格を禁止するものである。具体的にいえば私講師から員外教授、員外教授から正教授と昇

格する場合に、原則的に同一大学では不可能で、必ず大学を変わらなければならなかった。今日では、同一大学内での招聘禁止は、単なる慣行ではなく、法律で定められている。大学大綱法は、「教授の任命にあたっては、理由のある特別の場合に限り、当該大学の構成員について、これを行うことができる」（第四五条）と規定している。逆にいえば、学内に候補者を求めることは、例外的なケースなのである。

□ □ □ □

うえに述べてきた大学教授資格試験が確立して、およそ二百年が経過した。こ

の資格試験に対して、専門分野の論文を重視しすぎていて、形骸化しているという批判がある。こういう批判にもかかわらず、今日までそれが存続していることは、それなりの有効性が認められているからであろう。しかし、ドイツでも、有資格者の就職難が社会問題化し、大学教師養成をめぐる事態は確実に変化しつつある。変化に対応しうる新しい資格認定の方法は、いまだ案出されていないのではないか。

（明治大学）